

# 甲府市外国人生活ガイドブック



日本語版

## 甲府市外国人相談

外国籍市民のみなさん、日本で生活する上で困っていることや悩んでいることはありませんか。

甲府市役所では、英語（English）・中国語（中文）・韓国語（한국어）が話せる職員がいます。無料で相談できます。

他の言語にも、翻訳機を使用して対応しています。

時 間	月～金曜日 午前9時～午後4時
場 所	甲府市役所 本庁舎2階 市民部市民課 10番窓口
休 日	土曜日・日曜日 祝祭日 年末年始（12月29日～1月3日）

甲府市ホームページもぜひご覧ください。

- 甲府市ホームページ

<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/index.html>

最新の市政情報や申請書のダウンロードサービスなどが、自動翻訳サービスで次の11言語に翻訳されます。

English、簡体字中文、繁體字中文、한국어、Español、Tiếng Việt、Française、Português、ภาษาไทย、हिन्दी、Bahasa Indonesia



- 外国人市民向け情報

<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/kurashi/gaikoku/index.html>

さまざまな生活情報を多言語で掲載しています。



- 多言語版「甲府市外国人生活ガイドブック」をダウンロードできます。（日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語）

<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/shimin/kurashi/gaikoku/guide.html>



# 甲府市外国人生活ガイドブック

日本語版

# 目次

1	くらし .....	1
	(1) 自治会 .....	1
	(2) 印 鑑 .....	1
	(3) ゴミの出し方 .....	2
	(4) 住 宅 .....	4
	(5) 電気・ガス・上下水道 .....	6
2	行政手続き .....	8
	(1) 転入・転出・転居 .....	8
	(2) 出生届・死亡届 .....	9
	(3) 国民健康保険 .....	10
	(4) 年金制度 .....	11
	(5) 税 金 .....	12
	(6) マイナンバー制度 .....	14
3	医 療 .....	16
	(1) 通常の診療のとき .....	16
	(2) 救急の場合 .....	18
	(3) 予防接種 .....	18
	(4) 乳幼児健康診査（集団） .....	18
	(5) 母子健康手帳 .....	18
4	仕 事 .....	20
	(1) 契約上の注意 .....	20
	(2) 労働基準監督署 .....	21
	(3) 公共職業安定所（ハローワーク） .....	21
	(4) やまなし外国人相談支援センター .....	22
5	教 育 .....	23
	(1) 学校教育 .....	23
	(2) 保育所・認定こども園 .....	23
	(3) 市立小・中学校 .....	24
	(4) 高校・大学・短期大学・専門学校 .....	25

(5) 教育のための援助・支援金・給付金など .....	25
(6) 児童手当・児童扶養手当・医療費助成など .....	27
<b>6 交通</b> .....	<b>28</b>
(1) 鉄道・バス .....	28
(2) 自動車の運転 .....	29
(3) 自転車の運転 .....	29
<b>7 電話</b> .....	<b>30</b>
(1) 電話 .....	30
<b>8 緊急事態</b> .....	<b>31</b>
(1) 火災 .....	31
(2) 救急 .....	31
(3) 地震 .....	32
<b>9 在留手続き</b> .....	<b>33</b>
(1) 在留期間の更新と在留資格の変更許可申請 .....	33
(2) 在留資格取得の許可申請 .....	33
(3) 再入国許可の申請 .....	33
(4) 資格外活動許可の申請 .....	34
(5) 外国人在留支援センター（F R E S C /フレスク） .....	34
<b>10 警察について</b> .....	<b>35</b>
(1) 犯罪の被害にあったとき .....	35
(2) 交通事故にあったとき（交通事故を起こしたとき） .....	35
(3) 落とし物をしたとき .....	35
(4) 110番の正しいかけ方 .....	36
(5) 警察への相談について .....	36

# 1 暮らし

## (1) 自治会

日本の社会には隣近所のつながりを大切にしていこうという考えがあります。自治会は公共性の強い任意団体として自主性独自性を失うことなく、住みよい地域社会を実現するため市の行う事業等に協力しています。

自治会長や組長を中心にして市の広報等、市及び公共団体からのお知らせを配ったり、ごみの回収、公園の清掃など様々な活動に協力しています。

その他の活動としては地域のお祭り、運動会、環境美化活動等への参加ができますので、外国籍の方も積極的に加入してください。地域のことでわからないことがあれば、自治会長か組長に相談してください。

なお、自治会長、組長については、甲府市自治会連合会事務局にお問い合わせください。

問合せ先： 甲府市自治会連合会事務局  
電 話 055-235-1168

## (2) 印鑑

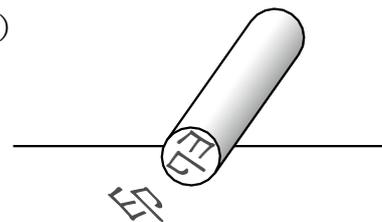
日本では、サインにあたるものとして印鑑（はんこ）があります。重要な書類には「署名・捺印」といって、「自分の氏名をサインして印鑑を押す」という習慣があります。印鑑には2種類あって、市役所で印鑑登録してあるもの、これを「実印」といい、自動車の購入や不動産売買のときなどに使用します。印鑑登録は居住地の市役所の市民課でできます。また、登録していないものを「認印」といい、金融機関や公共機関での申請などに使用します。

### 1. 印鑑登録について

甲府市に住民登録のある15歳以上の方は、住民基本台帳に登録されている氏名、または登録されている通称名の印鑑を登録することができます。材質（ゴム印等）、字体により登録できない印鑑もありますので、必ず事前にご相談ください。

- 印鑑登録に必要なもの
  - ①在留カード等の公的機関が発行した顔写真付きの証明書
  - ②登録する印鑑（印影の直径8mm以上25mm以下のもの）
- 登録する場所
  - ①市役所 本庁舎2階 市民課
  - ②中道支所（中道地区に住民登録のある方のみ）
  - ③上九一色出張所（上九一色地区に住民登録のある方のみ）

問合せ先： 甲府市 市民部 市民課  
電 話 055-237-5337



### (3) ゴミの出し方

甲府市では、各家庭がそれぞれ決められた場所（集積所）にごみを出し、それをごみ収集車で集めて回る方式をとっています。ごみ出しのルールを守って、清潔で美しいまちづくりにご協力ください。

ごみは「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源物」「プラスチック製容器包装」「ミックスペーパー」にきちんと分けて、それぞれの決められた日時と場所を確認の上、朝8時30分までに集積所に出してください。収集後及び収集日以外の日には絶対に出さないでください。

#### I. 燃えるごみ

市で決められた収集日は「月・木」または「火・金」の週2回です。黄色の指定ごみ袋に入れて出してください。

燃えるごみとして出せる主な品目は以下のものがあります。

台所の生ごみ、紙くず（汚れたもの）、落葉、生花、運動靴、ビデオテープ等のプラスチックごみなど

※ 紙おむつの汚物やペット汚物は、トイレに流してください。

※ 燃えるごみ収集日はお住まいの地区によって違います。お住まいの地区の収集日を知りたい場合は、近所の方が市役所環境部までお問い合わせください。

#### II. 燃えないごみ

市で決められた収集日は月1回です。細かなものは水色の指定ごみ袋に入れて出してください。袋に入らないごみは、ごみ処理券を貼ってください。

燃えないごみとして出せる主な品目は以下のものがあります。

陶磁器、割れガラス、ベッド、布団、カーペット、マットレス、家具、木の枝など

#### III. 資源物

市で決められた回収日は月1回です。燃えないごみと同じ集積所に出してください。

資源物として出せる主な品目は以下のものがあります。

食べ物や飲み物の空き缶・空きびん、新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック、金物類、衣類（破れたり汚れたものは燃えるごみへ）、ペットボトル、発砲スチロールの食品用白色トレイ、紙箱、包装紙、蛍光管、乾電池などリサイクルできるもの

※ スプレー缶は必ず中身を空にしてから、穴を開けないで透明の袋に入れて出してください。

※ 紙類と衣類は濡れるとリサイクルできませんので、雨の日には透明又は半透明の袋に入れて出してください。

#### IV. プラスチック製容器包装

市で決められた回収日は毎週土曜日です。燃えるごみと同じ集積所に出してください。透明または半透明の袋に入れて出してください。

プラスチック製容器包装として出せる主な品目は以下のものがあります。

カップ類、袋類、ボトル類、パック・色物トレイ類、ふた・ラベル・フィルム類、

## V. ミックスペーパー

市で決められた回収日は毎週水曜日です。

資源物として回収する紙類以外のうち、汚れていない（不衛生でない）紙ごみを回収します。デパートやスーパー等の紙袋に入れて（45リットル程度の透明又は半透明の袋でも可）、袋の口をテープやホッチキスで閉じ、燃えるごみと同じ集積所に出してください。

ミックスペーパーとして出せる主な紙類は以下のものがあります。

コピー用紙、メモ用紙、名刺、はがき、封筒、写真、レシート、チケット、ポスター、カレンダー、シュレッダー紙、包装紙

## VI. 収集しないもの（市のごみ収集には出せません）

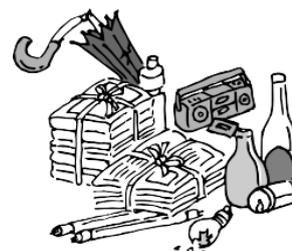
以下のものは収集ができません。

エアコン、室外機、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン、ガスボンベ、タイヤ、バッテリー、自動車部品等、建築廃材、土砂、廃油、薬品類、有毒性物質など

不要になった場合は、次のとおり処理してください。

- エアコン、室外機、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機が不要になった場合
  - ① 購入先に運搬と処理を依頼します。運搬料とリサイクル料金を払います。
  - ② 自分で運搬できる場合は、郵便局でリサイクル料金を支払ったあと、リサイクル券と一緒に指定引取場所へ運んでください。台数が多い場合は、事前に連絡を入れてください。
    - ・日本通運 電話：055 - 274 - 8211（中央市中楯769）
    - ・都留貨物自動車 電話：055 - 273 - 5661（中央市山之神流通団地2473-11）
  - ③ 甲府市が許可した収集運搬業者に運搬と処理を依頼します。運搬料とリサイクル料金を払います。
    - ・甲府市廃棄物事業協同組合 電話：055 - 243 - 4881（9:00 - 14:00）
- パソコンが不要になった場合は、メーカーに処理を依頼してください。
- ガスボンベ、タイヤ、バッテリー、自動車部品等、建築廃材、土砂、廃油、薬品類、有毒性物質などは購入先や専門業者に処理を依頼してください。

問合せ先： 甲府市 環境部  
〒400-0831 甲府市上町601-4  
電話 055-241-4311（代）



- 甲府市ホームページ 『ごみの分け方・出し方』  
[https://www.city.kofu.yamanashi.jp/genryo/bunbetsu\\_sasshi.html](https://www.city.kofu.yamanashi.jp/genryo/bunbetsu_sasshi.html)  
 多言語版（日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、ベトナム語）があります。



## (4) 住宅

### I. 民間のアパート

民間のアパートは不動産業者を通じて借りることができます。住みたいところの近くの不動産屋へ行き、自分の希望と照らし合わせて物件を選びましょう。不動産業者に行くときには、知り合いの日本人と一緒にいくと良いでしょう。

### II. 賃貸契約

賃貸契約は文書で行うことが慣例です。契約書には双方が署名捺印しますから、署名捺印する前に信頼できる人に内容をよく見てもらい、場所や物件、契約書の内容をよく確認、理解してから契約しましょう。また、契約には連帯保証人が必要となります。

- 一般的には、賃貸契約には次のような費用がかかります。詳しくは個別の契約により異なります。

#### ① 家賃

家賃は前払いが多いので、毎月末までに翌月分を支払います。通常、家賃には電気・水道・ガス代等は含まれません。

#### ② 共益費

アパートの住民が共用している部分の維持のために使います。アパートによっては、ないところもあります。

#### ③ 駐車場代

アパート付属の駐車場に自動車を駐車する場合に支払います。アパートによっては、ないところもあります。

#### ④ 敷金

家賃支払いの担保として、家主に預けておくお金です。家賃の2～3か月分程度とするところが多いですが、アパートにより異なります。解約のときに戻ってくるお金ですが、部屋の修理代を差し引かれる場合もありますので、契約書の内容をよく確認してください。

#### ⑤ 礼金

家主への謝礼として支払うお金です。家賃の1～2か月分程度とするところが多いです。アパートにより異なります。解約のときに戻ってこないのが一般的です。

#### ⑥ 手数料

入居の斡旋してくれた不動産業者に仲介料として支払います。家主と直接契約した場合には、ないこともあります。

### III. 解約

アパートを出るときには、事前に必ず家主に申し出てください。申し出る期間は賃貸借契約書に記載されていることが多いので、確認してください。

## IV. 住む上での注意

- ① 家主に許可なく家の中を改装してはいけません。
- ② 夜中の騒音、パーティーなど迷惑になる行為はやめましょう。
- ③ 火事にならないよう電気器具、ガス器具の使い方に十分注意しましょう。
- ④ 盗難にあわないよう戸締りをしましょう。

不動産無料相談 開催場所：

(社団) 山梨県宅地建物取引業協会  
〒400-0853 甲府市下小河原町237-5 (山梨県不動産会館内)  
電 話 055-243-4304

## V. 公営住宅

### 1. 市営住宅

原則として下記のすべてを満たす方が申込できます。入居資格を満たしている人は、申込順に住宅の空き状況によって入居できます。

- ① 現在住むところがない、または住むところはあるが様々な理由で新しい住宅を探している
- ② 同居家族がいる
- ③ 世帯全員の収入が基準内である
- ④ 税金の滞納がない
- ⑤ 暴力団員でない

◎申込に必要な書類

- ① 市営住宅入居申込書 (市役所にあります)
- ② 所得が分かる書類 (源泉徴収票・確定申告の控え等)
- ③ 納税証明書 (甲府市在住の方は、住宅課にある所定の用紙を使ってください)
- ④ 在留カード
- ⑤ 旅券 (パスポート)

そのほか、申込者により異なりますのでお問い合わせください。

- 市営住宅についての問合せ先： 甲府市 まちづくり部 住宅課  
電 話 055 - 237 - 5812

### 2. 県営住宅

山梨県内に居住しているか、または勤務先がある人が入居できます。市営住宅と同様の入居基準があります。

- 県営住宅についての問合せ先： 山梨県住宅供給公社  
〒400-0031 甲府市丸の内2-14-13  
電 話 055-237-1656

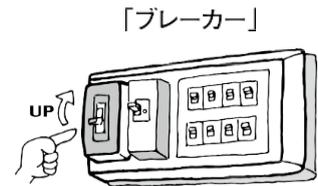
## (5) 電気・ガス・上下水道

### I. 電気

1. 入居後初めて電気を使うときは、次の順序で操作してください。

- ① アンペアブレーカーのつまみを「入」にする。
- ② 漏電遮断機(tamami)のつまみを「入」にする。
- ③ 配線用遮断機(tamami)のつまみを「入」にする。

※ アンペアブレーカーは、玄関や台所の壁にあります。操作しても電気がつかないときは、下記「東京電力カスタマーセンター」へ電話してください。



2. 電気使用申し込み（東京電力の場合）

初めて電気を使用するときは、以下の方法のいずれかで申込をしてください。

- ① インターネット <https://www.move-tepeco.com/start>
- ② カスタマーセンター 0120-995-113（フリーダイヤル）
- ③ 備え付けの「電気使用開始手続書」を投函する。



3. 電気料金の支払い方法

- ① クレジットカード
- ② 口座振替
- ③ SMS選択払い
- ④ 振込用紙（別途手数料がかかることがあります）

※最初の電気料金は、電気を使い始めた日から最初の検針日の前日までの使用量で、料金を日割り計算します。

4. 火災の原因になることがあるので、タコ足配線はやめましょう。

テーブルタップを使い、いくつもの電気器具を同時に使っていませんか？この状態をタコ足配線といいます。テーブルタップのコードは、流せる電気の量に制限があります。

問合せ先： 東京電力（株）山梨カスタマーセンター

〒400-0851 甲府市住吉5-15-1

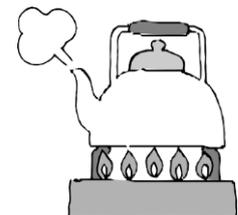
(Free Call) 0120 - 995 - 113

### II. ガス

家庭で使うガスは「都市ガス」と「プロパンガス」の2種類あります。地域によって「都市ガス」を利用できる地域と、「プロパンガス」を利用する地域がありますので、家主に聞いて手続きをお願いしましょう。

ガスは使い方を誤ると大変危険ですから、十分注意して使用してください。ガスの異常に気付いたら、ガスを止め、窓を開け、家の中で火や電気器具を使わないことが大切です。そして、すぐガス会社に連絡してください。

- 都市ガス問合せ先： 東京ガス山梨  
〒400-0024 甲府市北口3-1-12  
電話 055 - 253 - 1341



- プロパンガス（LP ガス）問合せ先：プロパンガス（LP ガス）ボンベに書いてある業者に連絡してください。

### III. 上下水道

初めて水道を使う場合は、備え付けの水道使用申込書に必要事項を記入して、上下水道局に郵送してください。（下水道が接続されている方で、水道水をお使いの方は、下水道使用開始の手続きがあわせて行われます。）また、インターネットからも手続きができます。

[https://www.water.kofu.yamanashi.jp/request\\_faucet](https://www.water.kofu.yamanashi.jp/request_faucet)



#### 1. 上水道を使用するには

甲府市では、水道の元栓（止水栓・不凍栓等）は基本的に閉めていないので、すぐに使用することができます。なお、長期間使用していない場合には、管理会社や大家さんが元栓を閉めている場合がありますので、管理会社や大家さんに確認してください。

#### 2. 上下水道料金の支払い方法（水道料金は2か月に一度請求されます）

- ① クレジットカード（申込書をお送りいたしますので、下記のサービスセンターまで連絡してください。）
- ② 口座振替（水道使用申込書で手続きをしてください。）
- ③ 納付書
- ④ PayPay
- ⑤ LINE Pay

#### 3. 井戸水をご使用の方は

井戸水をお使いの方で、下水道が接続されている方は、公共下水道使用開始届の提出が必要となりますので、「甲府市上下水道局」にご連絡ください。

井戸水を利用した下水道使用料の請求については、上下水道料金の請求とは別に下水道使用料のみの請求となります。

#### 4. 修理工事について

アパート等の方は大家さんに相談してください。持家の方は、甲府市上下水道局か甲府市管工事協同組合に連絡してください。また、下水道接続工事を行う場合は、甲府市下水道工事指定店で工事を行ってください。

問合せ先： 甲府市 上下水道局 サービスセンター  
〒400-0046 甲府市下石田2-23-1  
電 話 055-228-3311

## 2 行政手続き

### (1) 転入・転出・転居

#### I. 転入したとき

日本国外、または国内の他の市町村から甲府市に住所を移したときは、14日以内に市民課住民記録係で住民登録あるいは住所変更手続きをしなければなりません。

◎手続きに必要なもの

- ① 在留カード
- ② 旅券（パスポート）
- ③ 住所が確認できるもの
- ④ 家族関係を証明する書類（同居の家族がいる場合のみ）
- ⑤ 転出証明書（国内から甲府市に転入する場合のみ）
- ⑥ マイナンバーカード（お持ちの方のみ）

#### II. 転出するとき

甲府市から他の市町村へ住所を移す時は、まず、市役所市民課で『転出届』を出します。転出の手続きは原則、引っ越し予定日の14日前から受け付けています。届出後、『転出証明書』が発行されます。このとき、甲府市で済ませておく国民健康保険、税金などの手続きについて説明します。

引っ越し後14日以内に、引っ越し先の市町村役場へ転出証明書を提出し、転入の手続きを行ってください。

また、甲府市から国外へ出る時も、必ず転出の手続きをしてください。この場合、転出証明書は発行されません。

#### III. 転居したとき

甲府市内で住所を移したときは、14日以内に市民課住民記録係で変更手続きをしなければなりません。

◎手続きに必要なもの

- ① 在留カード
- ② 住所が確認できるもの
- ③ 国民健康保険証（加入している方のみ）
- ④ マイナンバーカード（お持ちの方のみ）

※ 転入・転居・転出等に係わる業務は、土・日曜日・祝祭日は行っておりません。

※ 市役所本庁舎、中道支所、上九一色出張所において、手続きを行っています。

※ マイナンバーカードの住所変更ができるのは、平日の市役所本庁舎のみです。

※ 市役所での手続き以外に、電気・ガス・電話・郵便局・水道等の住所変更手続きも必要です。

問合せ先： 甲府市 市民部 市民課  
電 話 055-237-5354

## (2) 出生届・死亡届

### I. 出生届

子供が生まれたら、病院で出生証明書（出生届書）をもらい、出生した日から14日以内に市町村の窓口へ提出してください。

◎手続きに必要なもの

- ① 出生証明書
- ② 出生届書
- ③ 母子健康手帳
- ④ 国民健康保険証（加入者のみ）
- ⑤ 外国籍の父母の旅券（パスポート）
- ⑥ 外国籍の父母の婚姻年月日がわかる証明

※ 日本で生まれた子どもが外国籍で、出生後60日間を超えて日本に在留しようとする場合は、30日以内に在留資格取得許可申請手続きを行ってください。

在留許可に関する問合せ先：東京出入国在留管理局 甲府出張所

〒400-0031 甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎9階

電話 055 - 255 - 3350

### II. 死亡届

病院で死亡診断書（死亡届書）をもらい、死亡したことを知った日から7日以内に市町村の窓口へ提出してください。

◎手続きに必要なもの

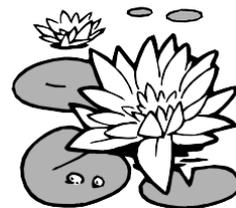
- ① 医師の死亡診断書
- ② 死亡届書
- ③ 届出人の印鑑（届出人は、原則として同居の親族）
- ④ 外国籍の死亡者の旅券（パスポート）と在留カード
- ⑤ 届出人の旅券（パスポート）（届出人が外国籍の場合）
- ⑥ 届出人と死亡者との関係・続柄がわかる証明（届出人が外国籍の場合）

※ 亡くなった方、もしくは届出をする方が外国籍の場合は、死亡届書の書き方について事前にお問合せください。

※ 甲府市斎場を使用したい方は、葬儀の日程が決まったら事前に電話で予約してください。斎場の使用は有料です。

問合せ先：甲府市 市民部 市民課

電話 055 - 237 - 5349



### (3) 国民健康保険

#### I. 国民健康保険の加入と保険証の発行

3ヶ月を超える在留期間がある人で、甲府市に住民登録があり、職場の健康保険に加入していない方は、国民健康保険に加入しなければなりません。加入者には保険証が発行されます。

保険証は国民健康保険制度に加入していることを証明する非常に大切なものです。病院を利用するとき必要となりますが、他人に使わせたり、他人の保険証を使ったりすると罰せられます。

#### II. 医療機関を利用するとき

医療機関の窓口で保険証を提示すれば、一部負担金を支払うだけで、医師の診療が受けられます。一部負担金が高額になったときは、申請により高額療養費が支給されます。

交通事故などでけがをして国民健康保険で受診したときは、すぐに市役所へ届け出てください。

仕事中のけがは、国民健康保険で受けられない場合もありますのでご相談ください。

また、出産したときや、妊娠12週（85日）以上で、死産・流産したときは（医師の証明書が必要です）、出産育児一時金が支給されます。死亡したときは葬祭費が支給されます。

#### III. 国民健康保険料

国民健康保険に加入手続をすると、翌月に国民健康保険料の納付書が市役所から届きます。（加入月分の保険料も含まれます。）国民健康保険料は、加入者やその家族の前年中の所得や家族の人数によって決まります。所得を申告しないと保険料が正しく計算できません。

国民健康保険料は、市が加入者の治療代として病院へ支払う費用の財源となりますので、必ず支払わなければなりません。納付書裏面に記載の納付場所で、決められた納期限までに保険料を納めてください。

なお、災害にあたり、病気やケガで退職したりするなど、収入が著しく減少し保険料の納付が困難な場合は、保険料を分割や減免できる場合がありますので、ご相談ください。

#### IV. 保険証の返還

国外へ転出するときや甲府市から他市町村へ住所が変わるときは、保険証を市役所に返還してください。また、職場の健康保険に加入したときは、市役所へ届け出てください。

#### V. 国民健康保険のほかに…

会社や事業所等で働く人達には、健康保険があります。加入する場合の手続きや保険料の納入などは、事業主がすることになっています。健康保険についての不明な点は、勤務先にお問合せください。

国民健康保険に関する問合せ先： 甲府市 福祉保健部 健康保険課  
電 話 055-237-5368・5371

## (4) 年金制度

年金制度とは、みんなからお金（保険料）を集めて、助け合う制度です。

- ① 原則、65歳以上の方
- ② 病気やけがで体などに障がいが出た方
- ③ 年金に入っていた人が亡くなったときの家族

国の年金は2つあります。国民年金と厚生年金保険です。

国民年金でもらうことができるお金は、老齢基礎年金などです。老齢基礎年金は、保険料を納めた期間と保険料の免除を受けた期間の合計が、原則として10年以上ある人が、65歳から受けられます。老齢基礎年金は60歳から受けることもできますが、減額されます。また、66歳以降75歳まで受給を遅らせた場合は増額となります。年金受給額は加入した年金の種類と加入期間、納付した保険料の金額などで決まります。

### I. 国民年金

国籍に関わらず、日本に居住する20歳から59歳のすべての方が、加入します。

- ① 加入手続：市役所の国民年金係の窓口で手続をします。
- ② 支払い方法：納付書が自宅に届きますので、銀行・郵便局・コンビニエンスストアで支払します。
- ③ 年金の受給方法：国民年金係にお問合せ下さい。
- ④ 年金でもらうことができるお金：老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、死亡一時金、寡婦年金

※ 所得が少ないなどの理由で保険料が払えない場合は『保険料免除・猶予制度』の手続をします。また、学生の方は『学生納付特例制度』の手続をします。

問合せ先： 甲府市 市民部 市民課 国民年金係  
電 話 055-237-5385

### II. 厚生年金保険

会社や工場、店などで働いている人で、決まった時間以上働いていて、70歳になっていない人が厚生年金保険に入ります。

- ① 加入手続：勤務先が手続きをします。
- ② 支払い方法：毎月、勤務先が支払い手続きを行います。
- ③ 年金の受給方法：甲府年金事務所にお問合せ下さい。
- ④ 年金でもらうことができるお金：老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金

※ 保険料の半分は毎月の被保険者の給料から引かれ、残りの半分は勤務先が払います。  
※ 保険料は毎月の給料および賞与によって決まります。

問合せ先： 甲府年金事務所 甲府市塩部1-3-12  
電 話 055-252-1450

### III. 脱退一時金

日本国籍を有しない方が、国民年金、厚生年金保険の被保険者資格を喪失して日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を請求できます。インターネットに多言語の案内があります。

- 日本年金機構ホームページ  
<https://www.nenkin.go.jp/international/japanese-system/withdrawalpayment/payment.html>



## (5) 税金

日本に居住する人は、外国籍であっても納税する義務があります。税金には大きく分けて国税と地方税があります。

### I. 国税

#### ● 所得税

1年間の個人の所得に対してかかる税金です。毎年2月16日から3月15日までに税務署に前年の所得の申告書を提出し、納税します。前年中所得が0円だった場合でも、国民健康保険に加入している方は申告をしてください。

問合せ先：甲府税務署

〒400-8584 甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎

電話 055-254-6105 (代)

### II. 地方税

#### 1. 住民税（個人の市民税及び県民税）

1月1日現在甲府市に住んでいて1年以上国内に居住し、前年中に所得がある人に課税されます。

- ① 税額：市内に住んでいる人は、均等割と所得割額の合計を納めることになります。
- ② 申告：毎年2月16日から3月15日までの間に市役所へ申告します。但し、下記の方は申告の必要がありません。  
 ※ 税務署で所得税の確定申告をした方  
 ※ 給与所得だけの方で勤務先から給与支払報告書が提出されている人
- ③ 通知：6月上旬に納税通知書（兼納付書）が発送されます。給与から税金を納める場合は勤務先を通じて通知します。
- ④ 納期：6月、8月、10月、翌年1月の4回です。

問合せ先： 甲府市 企画財務部 市民税課

電話 055-237-5398

## 2. 固定資産税

その年の1月1日（賦課期日）現在、市内に土地、家屋、償却資産（事業用資産）を所有している人に納めていただく税金です。

- ① 通知：4月に納税通知書（兼領収書）発送
- ② 納期：4月、7月、12月、翌年2月の4回

問合せ先： 甲府市 企画財務部 資産税課  
電 話 055-237-5407

## 3. 都市計画税

都市計画税は、道路・公園・下水道等の都市施設の建設・整備などの都市計画事業や土地地区画整理事業に充てるため、原則として市街化区域内の土地と家屋に対して、毎年1月1日現在に所有する方に、固定資産税とあわせて納めていただく税金です。

- ① 通知：4月に固定資産税納税通知書（兼領収書）に合算して発送

問合せ先： 甲府市 企画財務部 資産税課  
電 話 055-237-5407

## 4. 自動車税・軽自動車税

その年の4月1日現在に所有している自動車、軽自動車（原動機付自転車・オートバイを含む）に対してかかる税金です。

- ① 税額：車の種別、排気量などによって税額は違います。詳しくは、山梨県自動車税センター、市役所市民税課にお問い合わせください。
- ② 通知：5月に納税通知書が発送されます。
- ③ 納期：5月（年1回）

問合せ先：

- 自動車税について 山梨県自動車税センター（山梨県総合県税事務所自動車税部）  
笛吹市石和町唐柏1000-4  
電 話 055-262-4662
- 軽自動車税について 甲府市 企画財務部 市民税課  
電 話 055-237-5399

## 5. 納税方法

市役所収納課窓口及び窓口センター、コンビニエンスストア、PayPayアプリ、クレジットカード、納付書に記載のQRコードで納付できます。（自動車税は除く）納付書裏面の「指定納付場所」をご確認ください。

◎「市税のしおり」（英語版、中国語（簡体字）版、韓国語版）が必要な方はお問合せください。

問合せ先： 甲府市 企画財務部 収納課  
電 話 055-237-5440



## (6) マイナンバー制度

### I. マイナンバー

日本で3か月以上生活するすべての方が持つ12ケタの番号のことを「マイナンバー（個人番号）」といいます。

社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が持っている個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

#### 1. 必要なとき

- ① 銀行や証券会社で、外国にお金を送るとき
- ② 銀行や証券会社で、外国からお金を送ってもらうとき
- ③ 銀行や証券会社の口座を作るとき
- ④ 役所で、社会保険や税金の書類を出すとき
- ⑤ 会社やお店などで、働き始めるとき
- ⑥ 国民年金に入るとき など

#### 2. 自分のマイナンバーが記載されているもの

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバーの通知カードまたは通知書
- ③ マイナンバー入りの住民票の写し

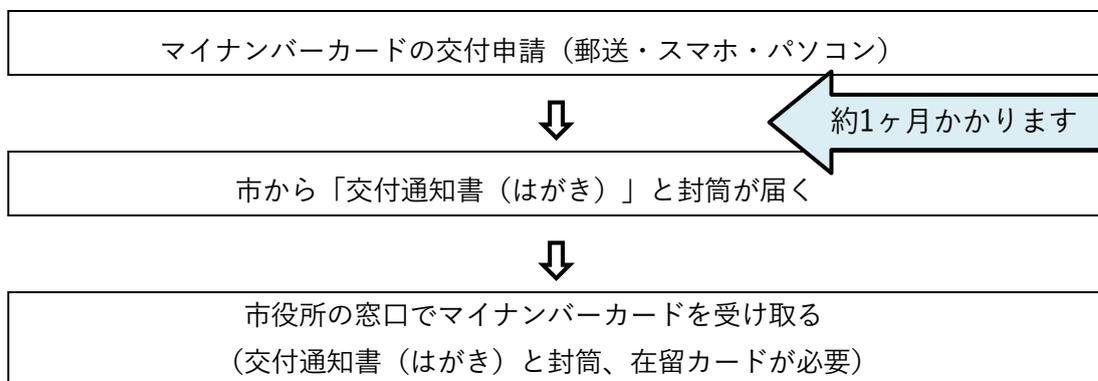
### II. マイナンバーカード

マイナンバーや名前、住所、生年月日、性別、本人の顔写真等が載っています。日本で便利に暮らしていくために必要なICチップ付きのカードです。申し込みが必要ですが、初めて申し込むときは無料（0円）です。

#### 1. マイナンバーカードのできること

- ① マイナンバーを知らせる
- ② コンビニのマルチコピー機で住民票の写しや印鑑登録証明書、課税証明書などが取れる
- ③ 健康保険証として使える（使えない病院・薬局もあります）
- ④ オンラインで行政手続きができる
- ⑤ インターネットで確定申告（e-Tax）ができる など

#### 2. マイナンバーカードの申請から受け取るまでの流れ



### III. マイナポータルとは？

政府が中心となり運営するオンラインサービス（国税電子申告・納税システム（e-Tax）、ねんきんネット、求職者マイページ（ハローワークインターネットサービス）など）です。行政の手続やお知らせの確認がオンラインで利用できます。

- e-Taxなど一部のサービスを利用するには電子証明書(※)付きのマイナンバーカードが必要です。

(※)電子証明書とは、電子署名と、本人確認が電子的にできる証明です。マイナンバーカードのICチップに記録されています。

- 詳しくはマイナポータルのホームページで確認してください。

<https://myna.go.jp/>



### IV. 在留カードの内容が変わったとき

名前、住所、在留期限などが変わったら、市役所の窓口でマイナンバーカードを新しくしなければなりません。マイナンバーカードの有効期限は在留期限と同じです。在留期限を更新したら、マイナンバーカードの有効期限の前に市役所の窓口で更新手続きをしてください。

在留期限の更新許可申請中にマイナンバーカードの有効期限が切れる場合は、特例で有効期限を2か月延長することができます。申請中であることが分かるもの（スタンプ、メールなど）と在留カードを持ってマイナンバーカードの有効期限の前に市役所の窓口で更新手続きをしてください。新しい在留カードをもらったなら、延長した2か月以内に再度市役所の窓口で更新手続きをしてください。

※ 有効期限内に更新すると、お金はかかりません。マイナンバーカードの有効期限の後にカードを更新する場合は、1,000円の再発行手数料がかかります。

※ 在留期限を更新した当日にマイナンバーカードを更新する場合は、時間がかかる可能性があります。ご了承ください。

問合せ先：

- マイナンバー制度  
<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>



- マイナンバーカード（多言語）  
<https://www.kojinbango-card.go.jp/en/>



- コールセンター
  - ・日本語： 0120-95-0178
  - ・英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語  
： 0120-0178-27
  - ・時間： 平日 午前9:30～午後8:00  
土・日・祝日 午前9:30～午後5:30

# 3 医療

甲府市内にはたくさんのクリニックや総合病院があります。病気にかかったときや、ケガをした時のため、日本の病院のシステムを理解しておきましょう。

## (1) 通常受診の仕方

### I. かかりつけ医

普段よく受診するクリニックや個人病院のことを、日本では『かかりつけ医』と言います。病気やケガの時は、まず、『かかりつけ医』を受診しましょう。

また、総合病院などを受診する場合、かかりつけ医などの紹介状がないと診察料とは別に費用が発生します。かかりつけ医と相談して紹介状をもらってから行きましょう。

ここでは、一般的なクリニックや個人病院の受診の仕方を紹介します。クリニックや個人病院によって受付時間や休診日が異なるので、受診する前に確認してください。

#### 1. 受付時間（例）

- 午前 8 時 30 分～午後 12 時 30 分（救急患者はこの限りではありません）
- 午後 3 時～午後 6 時

#### 2. 初めて受診するとき（例）

- ① 受付に保険証や『すこやか子育て医療費助成金受給者証』など医療受給者証を提出してください。『診察申込書』を書いて受付に出します。
- ② 順番を待ちます。
- ③ 看護師に名前を呼ばれたら、診察室へ入ってください。
- ④ 診察のあと、受付で会計をします。通常は、現金で支払います。
- ⑤ 『診察券』をもらいます。次回受診するときには、診察券を受付に出してください。
- ⑥ 処方箋をもらった場合は近くの薬局に行き、処方箋を出して薬をもらってください。

※ 6歳までのお子さんが受診する場合は、母子健康手帳も持っていきましょう。

※ お薬手帳をお持ちの方は受診するとき持っていきましょう。

※ 歯科の受診の仕方と同じです。

### II. 総合病院

ここでは、市立甲府病院の受診の仕方を紹介します。初診時に他のクリニックや病院などから紹介状を持ってない方は、通常の初診料等の医療費とは別に、「初診時特定療養費」として2,750円（全額自己負担、消費税込み）がかかります。

#### 1. 受付時間

午前 8 時 30 分～午前 11 時（救急患者はこの限りではありません）

#### 2. 診療時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分（診療科によっては予約制もあります）

## 3. 休診日

土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

## 4. 面会時間

午後2時～午後8時まで

## 5. 初めて受診するとき

## ① 「1番」の総合案内へ

「診察申込書」を書き、「保険証・医療受給者証」を提出してください。どの受診科へ行けばよいかわからない時は、相談してください。

## ② 「2番」の初診受付へ

「受付票・診察券」を受けとって、受診科の受付に提出してください。

## ③ 各受診科窓口へ

窓口で受付票・診察券・（紹介状）を提出し、問診票を記入します。

## ④ 順番をお待ちください

## ⑤ 看護師に呼ばれたら、中待合に入ってください。

## ⑥ 診察のあと、1階の総合受付で会計をします。（「4番」→「5番」）

クレジットカードも使えます。

## ⑦ 処方箋をもらった場合は近くの薬局に行き、処方箋を出して薬をもらってください。

※ 6歳までのお子さんが受診する場合は、母子健康手帳も持っていきましょう。

※ お薬手帳をお持ちの方は受診するとき持っていきましょう。

## 6. 診療科目

- ・ 内科・呼吸器内科・循環器内科・消化器内科・腎臓内科・内分泌内科・糖尿病内科
- ・ 神経内科・小児科・外科・消化器外科・乳腺外科・内分泌外科・呼吸器外科・整形外科
- ・ 形成外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科
- ・ リハビリテーション科・放射線診断科・放射線治療科・病理診断科・麻酔科
- ・ 歯科口腔外科・緩和ケア内科・救急科

## ● 甲府市にある主な総合病院

市立甲府病院	増坪町366	055-244-1111
山梨県立中央病院	富士見1-1-1	055-253-7111
独立行政法人国立病院機構甲府病院	天神町11-35	055-253-6131
独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院	朝日3-11-16	055-252-8831
甲府共立病院(外科、産婦人科、精神科、救急外来)	宝1-9-1	055-226-3131
甲府共立診療所（その他の診療科）	宝1-10-5	055-221-1000

## (2) 救急の場合

ケガや交通事故、急病などの突発的かつ緊急で特に重病の場合には、電話でダイヤル119番にかければ、消防署から救急車がすぐ駆けつけて、病状に応じて医療機関に搬送してくれます。

いつ、どんな時に病気になるかわかりませんので、その時のために住まいの近くでかかりつけの医療機関を見つけておくことが大切です。

## (3) 予防接種

予防接種手帳または甲府市民健康ガイドをご覧ください。予防接種手帳は甲府市役所南庁舎医務感染症課（甲府市健康支援センター2階）で、健康ガイドは市役所本庁舎、またはお近くの公民館、連絡所でお渡ししています。

### ◎予防接種を受けるときの注意

予防接種を受ける前には、日時、場所など確かめてから受けましょう。なお、対象年齢及び接種間隔を外れると、公費対象とはなりませんのでご注意ください。

問合せ先： 甲府市 福祉保健部 医務感染症課  
電 話 055-237-2587

## (4) 乳幼児健康診査（集団）

種 類	内 容
3か月児整形外科健康診査	整形外科診察、異常の早期発見および予防、育児相談など
1歳6か月児健康診査	発達の障害を早期に発見し、生活習慣の自立、虫歯の予防、育児相談など
2歳児歯科健康診査	歯科健康診査、フッ素塗布、歯磨きの指導、育児相談など
3歳児健康診査	歯科健康診査、発達検査および心理相談、育児相談など

※ このほか、各種個別健診（3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児）、パパママクラス、育児・離乳食教室、乳幼児健康相談などの保健サービスがあります。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ先： 甲府市 子ども未来部 母子保健課  
電 話 055-237-8950

## (5) 母子健康手帳

- 産科医療機関を受診し、妊娠の診断を受けます。出産予定日が確認できたら妊娠届出書をもられます。
- 予約サイトで妊娠届出書を提出する日時を予約します。予約サイトはQRコードからアクセスしてください。（多言語対応可能です）



- 外国語版（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・インドネシア語・タイ語・タガログ語）の母子健康手帳もあります。
- 母子健康手帳と一緒に、妊婦健康診査の受診票をもらいます。
- もらう場所：母子保健課、健康支援センター 1 階（甲府市相生2-17-1）
- 妊娠している人が病院に行くとき、この手帳を持っていきます。赤ちゃんを育てるときに注意することなどが書いてあります。また、妊娠しているときのお母さんの健康、赤ちゃんの健康（体の大きさ、どんな病気や予防接種をしたか）を記録します。

問合せ先：甲府市 子ども未来部 母子保健課  
電 話 055 - 237 - 8950

# 4 仕事

## (1) 契約上の注意

企業等に雇用される際に、どのような条件で働くかを労働者と使用者が約束することを労働契約といい、これによって個々の労働条件が決定されます。日本の労働基準法では、労働契約を締結するときに使用者は賃金、労働時間、その他の労働条件について明らかにしなければならないことになっており、これらをもとに締結された労働契約が事実と相違した場合には、労働者は契約を解除できるとされています。

一般的に、言葉の問題から、外国籍の方がこれらの内容について、確認したり相談したりすることには困難があるかも知れませんが、労働契約は雇用される際の最も基本的な約束ですので、その内容をしっかり確認して、安心して働いてください。

◎ 労働契約の際、書面により明らかにしなければならないこと

- ① 契約の期間
- ② 働く場所及び仕事の内容
- ③ 仕事の始めと終わりの時刻、休憩時間、休暇などに関する事
- ④ 賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締め切り及び支払いの時期
- ⑤ 退職に関する事

### I. 主な注意事項

#### 賠償予定の禁止・前借金相殺の禁止について

労働契約を締結する際に契約期間途中において、労働者が転職したり、帰国する等、労働契約の不履行の場合に、一定額の違約金を支払うことを定めたり、労働契約の不履行や労働者の不法行為に対して、一定額の損害賠償金を支払うことを約束させることは禁じられています。

また、使用者は前借金、その他労働することを条件とする前貸しの債権と賃金を相殺してはならないことになっています。

なお、既に働いた分の賃金を給料日前に支払った場合には、差し引くことはできません。

### II. 源泉徴収

給与に対する所得税等の差し引き（源泉徴収）については、給与を受け取った人が所得税上「居住者」か「非居住者」かのいずれに該当するかで異なります。

「居住者」とは、現に日本国内に住所を持つ人または、現在まで引き続いて1年以上居住している人をいいます。これに該当する方は日本人と同様に、源泉徴収税額表に基づき、日本国内外で得たすべての給与から所得税等が差し引かれます。

「居住者」以外の方は「非居住者」に該当し、日本国内で得た所得のみが課税対象となり、その約20%が源泉徴収されます。

### III. 解雇

使用者は、解雇の際は少なくとも30日前にその予告をしなければならず、即時に解雇する場合は解雇予告手当として、30日分以上の平均賃金を支払わなくてはなりません。

ただし、これは2か月以内の契約で雇用されている方、勤務を始めてから14日以内の試用期間中の方、日雇いの方（1か月を超えて継続勤務をする方を除く）等には適用されません。また、合理的な理由なく解雇することはできません。

#### IV. 賃金の支払

賃金は、①通貨で②労働者に対し直接に③全額を④各月に1回以上⑤一定期間を定めて支払わなければなりません。また、労働者が退職する場合には、未払いの賃金を請求後7日以内に支払わなければなりません。

#### V. 時間外、休日、深夜の労働と割増賃金

使用者は労働者に時間外、休日、深夜に労働させた場合には、以下のとおり割増賃金を支払わなければなりません。

- ① 法定労働時間（週40時間制、1日8時間）を超えて時間外労働させた場合、通常の賃金の25%以上
- ② 休日（法律で定められた1週1回以上または、4週間を通じて4日以上の日）に労働させた場合、通常の賃金の35%以上
- ③ 深夜（午後10時から午前5時までの間）に労働をさせた場合、通常の賃金の25%以上。なお、午後10時から午前5時までの間に時間外労働をさせた場合は、深夜労働分25%と休日労働分35%以上とで、60%以上の割増賃金となります。

### (2) 労働基準監督署

前記のような「契約上の注意」が現場で実際に守られるように指導・監督するために、日本には、国の機関として「労働基準監督署」が設けられ、甲府市にもあります。労働条件や労働環境のことでわからないことや困ったことがありましたら、「甲府労働基準監督署」に相談してください。

問合せ先： 甲府労働基準監督署 総合労働相談コーナー  
甲府市下飯田2-5-51  
電話 055-224-5620

### (3) 公共職業安定所（ハローワーク）

公共職業安定所（ハローワーク）は、地域に密着した総合的雇用サービスを提供する国の機関です。以下のことを無料で行っています。

- ① 職業紹介・求人情報の提供
- ② 公共職業訓練の受付
- ③ 雇用保険の受給手続き及び交付

※ 甲府公共職業安定所（ハローワーク甲府）及び甲府新卒応援ハローワーク（ヤングハローワーク）へ行くときは、在留カードを持っていきましょう。

#### I. 甲府公共職業安定所（ハローワーク甲府）の開庁時間

- 通常業務 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
- 通常業務時間に来られない方対象（相談・紹介のみ）
  - ① 月曜日・水曜日 午後5時16分～午後7時
  - ② 第2・4土曜日 午前10時～午後5時
- 外国人の方への職業相談サービス（通訳配置）
  - ① 火曜日 午後1時半～5時（ポルトガル語・スペイン語）
  - ② 水曜日 午後1時半～4時半（ポルトガル語のみ）
- 土曜日（第2・4を除く）・日曜日・祝日・12/29～1/3は、お休みです。

※ 夜間・土曜日の開庁については変更の場合がありますので、お問合せください。

問合せ先： 甲府公共職業安定所（ハローワーク）  
 甲府市住吉1-17-5  
 電話 055-232-6060

## II. 甲府新卒応援ハローワーク（ヤングハローワーク）の開庁時間

- 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後6時
- 外国人雇用サービスコーナー（ポルトガル語・スペイン語の通訳配置）
  - ① 火曜日 午前9時30分～午後12時30分
  - ② 木曜日 午前10時～午後1時、午後2時～4時
- 土曜日・日曜日・祝日・12/29～1/3は、お休みです。

問合せ先： 甲府新卒応援ハローワーク（ヤングハローワーク）  
 甲府市飯田1-1-20 山梨県 JA会館 5階  
 電話 055-221-8609

## (4) やまなし外国人相談支援センター

仕事、生活、労働問題についてなど、さまざまな相談ができます。

- 場所： 山梨県立国際交流・多文化共生センター 1F  
 〒400-0862 甲府市朝気1-2-2
- 電話： 055-222-3390
- 開設日時：火曜日～土曜日 午前9時～午後4時（祝日及び12/29～1/3は除く）
- 内容： 生活に関わるさまざまな事柄について情報提供や相談を無料で行う一元的な窓口
- 対応言語：日本語をはじめ、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシ語、タガログ語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語などに対応。

※開設日時については事前にお電話いただくか、山梨県ホームページからご確認ください。

# 5 教育

## (1) 学校教育

日本の義務教育は、小学校6年、中学校3年の9年間行われ、満6歳で小学校に入学することになっています。その後、高校、大学等に進学する場合は、選抜試験を受けて入学することになります。



## (2) 保育所・認定こども園

保育認定とは、保護者が就労や疾病のために児童の保育ができない場合、保育所や認定こども園等が家庭に代わって児童を保育するために必要な認定です。認定を受け、選考において内定すると入所することができます。

### I. 入所の基準

保育所・認定こども園等での保育を希望される場合の保育認定（2号・3号認定）には児童の保護者いずれもが、次の事由に該当する必要があります。

- ① 就労（フルタイムのほか、【パートタイム、夜間、居宅内の労働など】）
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

### II. 入所の手続き

児童1人につき1枚の申請書に必要事項を記入し、必要添付書類と併せて、甲府市役所へ提出してください。

#### 1. 保護者の要件により必要となる添付書類

- ① 就労： 就労証明書
- ② 妊娠、出産： 母子健康手帳（表紙と出産予定日がわかるページのコピー）
- ③ 疾病・障がい： 医師の診断書（保育ができない旨を必ず記載）
- ④ 求職活動： ハローワークの受付票
- ⑤ 就学： 在学証明書、時間割

※ そのほかの要件につきましては、子ども保育課へお問い合わせください。

## 2. 申請期間

入所希望月の前々月11日から前月10日まで

※ 前々月11日が土・日・祝日の場合は、直後の平日

※ 前月10日が土・日・祝日の場合は、直前の平日

## III. 審査・決定

申請児童の人数が保育所等の募集人数を超える場合は、市が選考を行い、保育の優先度（点数）の高い児童から入所となります。

## IV. 利用者負担額（保育料）

保護者の前年度市民税所得割額により決定します。

※ 3、4、5歳児クラスの児童については、幼児教育・保育の無償化により保育料はかかりません。（給食費、教材費等は無償化の対象外です）

問合せ先： 甲府市 子ども未来部 子ども保育課  
電 話 055 - 298 - 4473

## (3) 市立小・中学校

外国籍の児童・生徒は、日本の小学校、中学校での就学の義務はありませんが、甲府市に住民登録のある方については、甲府市の住民として市立の小学校・中学校に受け入れています。授業料と教科書は無料です。

### 1. 学校に入るには次のようなことが必要です。

- ① 手続のとき、在留カード（保護者・本人）を持参すること。
- ② 保護者の国籍、年齢、児童・生徒との続柄が明確であること。
- ③ 本人が、小学校・中学校に入学する年齢であること。
- ④ 保護者、本人が就学に対する強い要望があること。
- ⑤ 登校、下校、日常生活等については、保護者が責任を持つこと。
- ⑥ 帰国等で学校を退去する時は、必ず連絡をすること。
- ⑦ 小学校に入学する新1年生は、就学時健康診断を受けること。

### 2. その他

- ① 入学先は、居住地の学区にある学校です。また、年齢相当の学年へ就学します。
- ② 甲府市に住民登録のある方へ、6歳になった年の10月に「入学案内」をお送りしています。入学を希望する場合は、「入学案内」を持って教育委員会学事課にお越しください。

問合せ先： 甲府市 教育委員会 学事課  
電 話 055 - 223 - 7322

## (4) 高校・大学・短期大学・専門学校

高校は、中学校を卒業した方が入学試験を受けて、合格したら通うことができます。公立と私立の高校があります。また、夜などに通う『定時制』の高校や、通信制の学校もあります。詳しくは、在学している中学校にお問合せ下さい。

また、高校を卒業した方は、大学や専門学校などに入学するための試験を受けることができます。日本にある外国人学校の中で、国が決めた学校を卒業した方も、大学などに入学するための試験を受けることができます。

大学入学試験を受けることができる外国人学校のリストを、インターネットで見られます。

- 文部科学省ホームページ

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shikaku/07111314/003.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314/003.html)



## (5) 教育のための援助・支援金・給付金など

### I. 小・中学生対象

小中学校就学援助制度（返還の必要なし）	
生活に困窮し、お子さんに義務教育を受けさせることが困難な場合、学用品費、給食費など学校にかかる費用の一部の援助を行います。	
収入などの審査、要件あり。	問合せ先：学事課 保健給食係 電話 055 - 223 - 7322

### II. 高校生対象

高等学校等就学支援金（返還の必要なし）	
国公立問わず、高等学校等に通うお子さんがいる世帯に対して、授業料の支援を行います。	
所得などの審査、要件あり。	問合せ先：お子さんが在籍している高校

- 文部科学省ホームページ

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/1342674.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm)



<b>【公立高校】</b> 高校生等奨学給付金（返還の必要なし）	
授業料以外の教育費の一部を支援します。	
所得などの審査、要件あり。	問合せ先：お子さんが在籍している高校 または 山梨県教育庁高校教育課 管理奨学担当 (055 - 223 - 1769)

- 山梨県ホームページ  
<https://www.pref.yamanashi.jp/koukoukyo/documents/shougakukyufukinn.html>



<b>【私立高校】</b> 高校生等奨学給付金（返還の必要なし）	
入学準備サポート事業給付金、奨学給付金、授業料減免制度、就学支援金などの制度があります。	
所得などの審査、要件あり。	問合せ先：お子さんが在籍している高校 または 山梨県県民生活部私学・科学振興課 (055 - 223 - 1322)

- 山梨県ホームページ  
<https://www.pref.yamanashi.jp/shigaku-kgk/shuugaku/koukousei.html>



### III. 大学生対象

#### ① 山梨県の奨学金返還支援制度について

- 山梨県ホームページ  
[https://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-jin/syuugyohojokin/syuugyohojyo\\_h30henkansien2.html](https://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-jin/syuugyohojokin/syuugyohojyo_h30henkansien2.html)



#### ② 国の奨学金には給付型（将来お金を返さなくてもいい）と貸与型（卒業したら少しずつお金を返す）があり、外国籍でも在留資格によっては国の奨学金をもらうことができるものがあります。

- 【給付型】独立行政法人 日本学生支援機構ホームページ  
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>
- 【貸与型】独立行政法人 日本学生支援機構ホームページ  
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/index.html>



#### ③ 留学生が対象の奨学金

- 独立行政法人 日本学生支援機構ホームページ  
[https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship\\_j/shoreihi/index.html](https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_j/shoreihi/index.html)



## (6) 児童手当・児童扶養手当・医療費助成など

### I. 児童手当

中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童を養育している保護者に、児童手当を支給します。

支給月額、児童一人につき3歳未満は15,000円、3歳以上小学校修了までの第1・2子は10,000円、第3子以降は15,000円を支給します。中学校修了までは一律10,000円です。  
※ ただし、所得制限など支給要件がありますので、お問い合わせください。

問合せ先： 甲府市 子ども未来部 子育て支援課  
電話 055-237-5674

### II. 児童扶養手当

18歳（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童を養育しているひとり親家庭の父または母などに児童扶養手当を支給します。

※ ただし、所得制限など支給要件がありますので、お問い合わせください。

問合せ先： 甲府市 子ども未来部 子育て支援課  
電話 055-237-5674

### III. 特別児童扶養手当

心身に障がいのある20歳未満の子を扶養している場合に「特別児童扶養手当」が支給されます。

※ ただし、所得制限がありますので、お問い合わせください。

問合せ先： 甲府市 福祉保健部 障がい福祉課  
電話 055-237-5642

### IV. すこやか子育て医療費助成

18歳（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子が、病気やけがで医療機関の診療等を受けたときに、その保険診療に係る医療費の自己負担分を助成します。

問合せ先： 甲府市 子ども未来部 子育て支援課  
電話 055-237-5674

### V. ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子を養育しているひとり親家庭の、父又は母及び子が、病気やけがで医療機関の診療等を受けたときに、その保険診療に係る医療費の自己負担分を助成します。

※ ただし、所得制限など支給要件がありますので、お問い合わせください。

問合せ先： 甲府市 子ども未来部 子育て支援課  
電話 055-237-5674

# 6 交通

## (1) 鉄道・バス

### I. 電車の乗り方

1. 「中央線」など、交通系ICカードを使うとき
  - ① 交通系ICカード(Suica等)を駅の券売機で購入します。
  - ② 事前に駅の券売機やコンビニ等でICカードにチャージをします。
  - ③ 乗車の際、駅の改札口(入場)にある読み取り部にタッチします。
  - ④ 降車の際、降車駅の改札口(出場)にある読み取り部にタッチします。その際に乗車駅から降車駅までの運賃がICカードから引かれます。
2. 「身延線」など、交通系ICカードが利用できないとき
  - ① 目的地までの運賃を路線図で確認のうえ、自動券売機で切符を購入し乗車します。自動券売機が設置されていない駅では、乗車駅証明書を受け取り乗車します。
  - ② 切符での乗り越しの際や、乗車駅証明書を受け取った際は降車駅の精算所にて精算します。精算所がない駅では、車内の乗務員に申し出て精算します。

※ 特別急行列車に乗る場合は、乗車券のほかに特急券が必要です。なので、運賃のほかに特急料金を支払います。

### II. バスの乗り方

1. バスはそれぞれ決まった停留所に停車して、客を乗せたり降ろしたりします。
2. バスの停留所に設置されている路線図や、バスの先頭部に表示してある行き先から、自分の目的地の停留所を通るバスであることを確認して乗車します。運転手に聞いて確認するのもよいでしょう。
3. 乗車するときは、交通系ICカード(PASMO等)を入口付近にある読取り部にタッチします。現金で支払う場合は、整理券をとります。この券に印刷されている数字によって、下車する際に運賃を確認します。
4. 車内では、次の停留所の案内放送がありますので、自分が降りる停留所名の案内がありましたら、窓際のボタンを押して、自分が降りたいことを運転手に知らせます。
5. 降車するときは、運賃箱の読取り部に交通系ICカードをタッチします。現金で支払う場合は、バスの降り口付近の上部に運賃表があります。乗車するときに発券された整理券の数字と照合して、運賃を確認し、釣り銭のいらないようにして、運転席の料金箱に整理券と一緒に入れて下車します。

※ バスが動いているときは、非常に危険ですのでバス内の移動はしないようにしましょう。

### III. 定期券

電車や山梨交通バスには、普通の乗車券より割安な通勤・通学定期券があります。電車の定期券はみどりの窓口や駅の券売機で購入できます。山梨交通バスの定期券は甲府駅前バスセンターや飯田3丁目の山梨交通本社、また各営業所で購入できます。

## (2) 自動車の運転

日本は道路が狭いうえに車と歩行者が多いため、交通事故が多いので、車の運転をする方もしない方も交通ルールをしっかりと守り、交通事故を起こさないよう、また、あわないよう十分に注意しましょう。

- ① 酒を飲んだときは運転しない
- ② スピードを出しすぎない
- ③ 信号は必ず守る
- ④ 道路標識には必ず従う
- ⑤ 歩行者には道を譲る
- ⑥ 運転免許証は、常に携帯する
- ⑦ サンダル等で運転しない

### 運転免許証について

外国の免許証を持っていても、日本の免許証に切り替える手続をして、日本の免許証を取得しないと、日本国内での自動車の運転はできません。必要な人は切り替え申請をしてください。

#### ● 切り替え申請の条件

- ① 外国で運転免許証を取得してから、その国に通算して3か月以上滞在していた
- ② 申請の時、外国の運転免許証が有効期間内である
- ③ 外国の運転免許証の様式・取得方法等が、その国で定める正しい基準で交付されたものである  
(上記①～③の要件のほか、適性・交通知識・運転技能の確認を行います。)

※ 予約制ですので、必ず事前に連絡してください。

問合せ先： 山梨県警察本部運転免許課  
南アルプス市下高砂825番地  
電 話 055-285 - 0533

## (3) 自転車の運転

### I. 自転車に乗るときのルール

- ① 車が走る道の一番左を走る。
- ② お酒を飲んだとき、自転車に乗ってはいけない。
- ③ 1台の自転車に2人以上で乗ってはいけない。
- ④ 他の自転車の横に並んで走ってはいけない。
- ⑤ 傘をさしたり、携帯電話（スマートフォン）を使ったりしながら運転してはいけない。
- ⑥ 夜など、暗いときはライトを付けなければならない。
- ⑦ 自転車に乗るすべての人は、ヘルメットをかぶりましょう。

※ ①～⑥は、違反すると法律により罰せられます。

### II. 自転車の事故に対する保険

山梨県では、条例により「自転車損害賠償責任保険等」への加入が義務付けられています。自転車を利用する人や、子どもに自転車を利用させる保護者は、必ず加入しましょう。

# 7 電話

## (1) 電話

### 1. 電話のかけ方

国内の電話番号は、市外局番－市内局番－加入者番号の3組の数字からなっています。

甲府市役所の代表電話番号は

**055－237－1161**

(市外局番号－市内局番号－加入者番号)

### 2. 便利なテレホンサービス

110番	警察(無料)
119番	火事・救助・救急車(無料)
116番	電話の新設・移転の申し込み・問い合わせ(無料)
113番	電話の故障(無料)
104番	電話番号の問い合わせ
115番	電報
117番	時報
171番	災害伝言ダイヤル
177番	天気予報

## 8

## 緊急事態

自分の周囲で火事、急病、けが等が発生した場合、119番に電話すると「消防車」か「救急車」が現場に急行します。このサービスは全国共通119番で24時間無料で受けられます。

## (1) 火災

もし、あなたやあなたの周りで火災が発生したときは、まず大声で周りの人達に「火事（かじ）だ。火事だ。」と知らせ、すぐ119番にすぐ通報してください。

1. 119番へ電話をかけ、できるだけ落ち着いて、日本語で「火事です。」と言ってください。
2. 次に、住所（場所）と、何が燃えているかを日本語で言ってください。  
例：「甲府市丸の内1丁目〇〇番〇〇号です。〇〇（住宅・商店）が燃えています。」
3. 「住所」がわからないときは、目標となる建物や施設の名前を言ってください。  
例：「甲府市役所の近くです。」
4. 消防車が来るまで「消火器」などで初期消火を行ってください。ただし、天井に火がとどいたら、危ないので初期消火はやめて早く逃げてください。

## ● 火災予防

火災の原因として多いのは、たばことガス器具の使用ミスです。火災を起こすとあなたの大切な財産を失うだけでなく、多くの人達に迷惑をかけることとなりますので、普段から火災を起こさないよう十分注意しましょう。

- ① 寝たばこは、絶対にしない。
- ② ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ④ 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ⑤ 寝具や衣類は防災品を使用する。
- ⑥ 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する。
- ⑦ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

## (2) 救急

1. 119番へダイヤルし、できるだけ落ち着いて、日本語で「救急（きゅうきゅう）です。」と言ってください。
2. 次に、状況を日本語で言ってください。  
例：「家で、父が倒れました。意識がありません。」
3. 次に、名前と、住所（場所）を日本語で言ってください。  
例：「甲府 花子です。住所は、甲府市丸の内1丁目〇〇番〇〇号です。」

### (3) 地震

突然「グラッ」と震動とともに大地や家屋が大きく揺れたら「地震」です。地震で一番恐ろしいのは、地震の直接的な被害よりも二次被害の火災です。地震が起きたときは慌てて外に飛び出さず、揺れ動いている最中はまず丈夫なテーブルや机の下に避難して、自分の身体を落下物等から守ってください。その後、揺れが収まったら室内で転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意して、必ず火の始末をしてください。

屋外にいるときは建物やブロック塀に近寄ると、倒れる恐れがあり危険です。また瓦が落下したり、ガラスが割れたりする場合がありますので、周囲に何も無い公園や校庭などの安全な場所へ避難してください。

日頃から地震に備えて家族で避難場所の確認や、食料、衣料品などの点検も忘れずにするなど、突然の災害に対しての心の準備が必要です。

甲府市は、「わが家の防災マニュアル 外国語版」（中国語、韓国語、英語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語）を作成しています。次のことが書いてありますので、ぜひ見てください。

- ① 甲府市で起きる災害（地震、洪水、土砂崩れ、大雪など）
  - ② 災害が起きる前の準備
  - ③ 災害のとき、どうするか
  - ④ 災害のとき逃げるところ（避難場所）
  - ⑤ 避難場所の地図
- 甲府市ホームページ  
<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/bosaitaisaku/bosai/bosai/gaikokugo.html>



## 9

## 在留手続き

## (1) 在留期間の更新と在留資格の変更許可申請

現在認められている在留期間を延長して在留したいと希望する方は、東京出入国在留管理局に出向いて、「在留期間の更新許可」の申請をしなければなりません。

また、それぞれの事情や在留形態に変化が生じる場合には、「在留資格の変更許可」の申請をしなければなりません。

各種申請は、在留期限が切れる前に行う必要があります。期限の3か月前から受付てもらえます。手続きに必要な立証資料は、在留の資格によって異なり、発行後3か月以内のものであることが求められています。

申請に必要な書類は、申請書、旅券（パスポート）、在留カード、写真（横3cm・縦4cm、16歳未満は不要）等です。

詳しくは、東京出入国在留管理局甲府出張所へお問い合わせください。

- 受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後12時  
午後1時～午後4時
- 休日 土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）

問合せ先：東京出入国在留管理局 甲府出張所  
甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎 9階  
電話 055-255-3350

※ なお、各申請書は出入国在留管理庁ホームページからダウンロードできます。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/index.html>



## (2) 在留資格取得の許可申請

子供が生まれた時には、その子供の「在留資格」を得るために、出生日から30日以内に東京出入国在留管理局で「在留資格取得許可申請」の手続きをしなければなりません。ただし、出生の日から60日以内に出国する子供の申請は必要ありません。

申請に必要な書類は、申請書と旅券（パスポート）と在留カード等、子供の出生を証明する文書（出生届記載事項証明書・出生届受理証明書など）等です。

詳しいことは、東京出入国在留管理局甲府出張所へお問い合わせください。なお、子供の旅券（パスポート）取得については、各国領事館へお問い合わせください。

## (3) 再入国許可の申請

有効な旅券（パスポート）及び在留カードを所持する方が出国後1年以内に再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。出国する際に必ず在留カードを提示してください。

出国後1年以内（在留期限が出国後1年未満に到達する場合は、その在留期限までに再入国してください）に再入国しないと在留資格が失われることになります。

## (4) 資格外活動許可の申請

在留資格が「留学」などで、在留中にアルバイトをしたい場合には、資格外活動許可の申請が必要です。また、就労できる活動の内容について、公的に証明を受ける「就労資格証明書」があります。

詳しいことは、東京出入国在留管理局甲府出張所へお問い合わせください。また、出入国在留管理局ホームページでも確認できます。

問合せ先：東京出入国在留管理局 甲府出張所  
〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1-1-18

- 電話 055 - 255 - 3350
- 受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後12時  
午後1時～午後4時
- 休日 土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）

## (5) 外国人在留支援センター（FRESC / フレスク）

入国や在留に関する各種の相談を受付けています。（通訳あり）

- 受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
- 休日 土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）

問合せ先：〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー 13階  
電話 0570 - 011000 （有料。ナビダイヤル）  
03 - 5363 - 3013 （有料。外国から電話をかける場合など、ナビダイヤルが使用できないとき）

# 10 警察について

私たちが安全で安心な毎日の生活ができるように、犯罪や事故から私たちを守ってくれるのが警察です。

甲府市内には警察署のほかに、警察官が活動の拠点としている交番や駐在所が各所にあり、犯罪被害や交通事故の届け出の受理、交通指導取締り、さらには近隣の道案内等の活動をしています。

万が一、犯罪被害や交通事故などがあったとき、どのようにして警察に連絡をしたらよいか確認しておきましょう。

## (1) 犯罪の被害にあったとき

- ① 110番に電話してください。最寄りの警察署や交番・駐在所に電話または自分で出向いて、被害届を出すこともできます。
- ② 被害届は自分の住所や氏名、被害の状況などを説明しますが、警察官が順に質問するので答えてください。
- ③ 被害品に預金通帳やキャッシュカード、在留カード等があった場合は、すぐ発行先に連絡をして指示に従ってください。

## (2) 交通事故にあったとき（交通事故を起こしたとき）

- ① 110番に電話してください。
- ② けが人がいる場合は、119番に電話してください。救急車の出動を要請して救護を最優先します。このとき、ほかの車等の交通に十分注意しましょう。けが人がない場合は、他の通行の妨害にならないよう、車等を安全な場所に移動させます。
- ③ 事故の相手方について、次のことを記録します。
  - ・氏名
  - ・住所
  - ・電話番号（連絡先）
  - ・自動車登録番号標（ナンバープレート）の内容
  - ・加入している保険会社
  - ・壊れた車など事故現場の撮影をするとよいです。ほかの車等の交通に十分注意しましょう。
- ④ 警察官が来たら、事故の状況などを説明します。

## (3) 落とし物をしたとき

- ① 最寄りの警察署や交番・駐在所に電話するか、自分で出向いて遺失物届を出します。
- ② 落とし物が見つかった場合には、警察から連絡がありますので指示に従って受け取ります。
- ③ 拾った方から直接連絡があった場合には、届け出をした警察署まで連絡してください。

## (4) 110番の正しいかけ方

- ① 救急の事件や事故などを通報する方法として110番による通報があります。
- ② 携帯電話や一般加入電話から「110」にかけると、県内どこからでも警察本部通信指令課につながります。
- ③ 通信指令課では、担当の警察官が「いつ」、「どこで」、「なにが」、「犯人は」、「負傷者は」、「あなたの氏名は」などをお尋ねしますので、落ち着いてお話しください。

## (5) 警察への相談について

- ① 緊急の事件や事故以外で警察に相談する場合は、最寄りの警察署や交番・駐在所へ電話するか、出向いて相談することが出来ます。
- ② 相談専門の相談室としては「総合相談室」があります。

山梨県警察総合相談室

甲府市丸の内1-6-1 防災新館2階

電話番号 # 9110番・055-233-9110

がいこくじん なや ごと きがる そうだん  
外国人の悩み事！気軽に相談！

がいこくじん そうだん  
外国人相談

Free Consultation for  
International Residents

外国人咨询 외국인 상담

Consulta para Extranjeros

Consulta para Estrangeiros

Tư vấn người nước ngoài

☎055-237-5359

月～金曜日 午前9：00～午後4：00

〒400-8585 甲府市丸の内1丁目18番1号

甲府市役所市民課（2階10番相談窓口 Window No.10）

甲府市外国人生活ガイドブック

令和5年(2023年)11月1日

甲府市 市民部 市民課

〒400-8585 甲府市丸の内1丁目18番1号

電話（代表）055(237)1161